ファブテラスいわて 利用規約

岩手県

特定非営利活動法人 IRC プロジェクト

● 目的

ファブテラスいわては、デジタルものづくりの体験工房として設置されたスペースです。 スペース利用者同士が互いに連携しあい、高めあうこともできるよう、機器を気持ちよく 円滑に利用できることを目的として、この規約を定めます。

● スペース利用上の留意事項

- ① 初回講習会で学習した内容をもとに、ご自身で機材の加工製作することを基本とします。
- ②機器は譲り合ってご使用ください。
- ③ 製作に必要な材料はご持参ください。
- ④ 登録者以外に機器を使用させないでください。
- ⑤ 製作に係るごみはお持ち帰りください。また、汚れが生じた場合は清掃してください。
- ⑥ 使い方がわからない場合は、遠慮なくスタッフに聞いてください。

● 初回講習会

スペースを利用するためには、機器ごとに初回講習会の受講が必要です。初回講習会は、中学生以上の方が受講できます。(小学生以下の方は、保護者の同伴が必要です。)初回講習の受講者には、登録証を差し上げます。

● 登録証について

利用時は必ず登録証を提示してください。登録証の譲渡・貸与はできません。

● 登録資格喪失

次に該当する場合、登録資格を喪失し、登録者としての権利も喪失します。

- ① 登録内容に虚偽の記載があった場合。
- ② 運営者より除名処分を受けた場合。
- ③ 登録者本人が死亡した場合。

● 利用料金

当面の間、料金は徴収しません。なお、製作に必要な材料はご持参ください。

● 利用予約

機器の利用は事前に予約が必要です。ホームページ上で公開している予約状況を確認し、 空いている時間をメールフォームから予約してください。予約の確定は折り返しスタッフ からメールの返信で連絡します。予約のキャンセルは前日までにメールフォームで連絡し てください。連絡なしのキャンセルは次回の予約をお断りする場合があります。

● 利用の禁止

次に該当するときは、スペース利用を禁止します。

- ① 本スペース内及びスペース近郊において、法令違反となる行為を行ったとき。
- ② 酒気帯びのとき。
- ③ 危険物や紙幣・貨幣、わいせつ物等、犯罪を組成する物や公序良俗に反する物の製造を行ったと判断したとき。
- ④ スタッフによる注意を受けたにも関わらず、改善が見受けられないとき。
- ⑤ その他、正常なスペース利用ができないと判断したとき。

● 免責事項

- ① 登録者の責に帰する事由により登録者が受けた損害に対して、運営者はその損害賠償の 責を負いません。
- ② 本スペース内で発生した盗難、傷害等その他の事故については、それが運営者の責に帰すべき事由による場合を除き、運営者は責任を負いません。
- ③ 登録者間に生じたトラブルについては、当事者間において解消するものとします。

● 登録者の損害賠償責任

登録者の責に帰する事由により、運営者または第三者に損害を与えた場合、その登録者が 賠償の責を負うものとします。

令和2年4月1日:作成